

対象事案

- ✓ 個人データ（特定個人情報に係るものを除く。）の漏えい、滅失又は毀損
- ✓ 匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号（特定個人情報に係るものを除く。）並びに個人情報保護法第36条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えい
- ✓ これらのおそれ

対応

- ✓ 上記の対象事案が生じた場合、以下の対応を実施することが望ましい。
 - 事業者内部における報告及び被害の拡大防止
 - 事実関係の調査及び原因の究明
 - 影響範囲の特定
 - 再発防止策の検討及び実施
 - 影響を受ける可能性のある本人への連絡等（事案に応じて）
 - 事実関係及び再発防止策等の公表（事案に応じて）
- ✓ 上記の対象事案が生じた場合、個人情報保護委員会等に報告するよう努める。

報告先

- ✓ 原則、個人情報保護委員会に報告。
- ✓ 認定個人情報保護団体の対象事業者は、当該認定個人情報保護団体に報告。
- ✓ 上記にかかわらず、法第40条第1項に規定する個人情報保護委員会の権限が事業所管大臣に委任される分野の事業者の報告先は別途公表するところによる。
（当該分野の詳細についても別途公表するところによる。）

報告の 軽微基準

- ✓ 以下のいずれかの場合は報告不要。
 - 実質的に外部に漏えいしていないと判断される場合
 - FAX・メールの誤送信又は荷物の誤配等のうち軽微なものの場合